

参議院常任委員会調査室・特別調査室

論題	参議院情報監視審査会の活動経過 一年次報告書（令和８年７月）の概要－
著者 / 所属	情報監視審査会事務局
雑誌名 / ISSN	立法と調査 / 0915-1338
編集・発行	参議院事務局企画調整室
通号	486 号
刊行日	2026-8-6
頁	198-208
URL	https://www.sangiin.go.jp/japanese/annai/chousa/ripou_chousa/backnumber/20260806.html

※ 本文中の意見にわたる部分は、執筆者個人の見解です。

※ 本稿を転載する場合には、事前に参議院事務局企画調整室までご連絡ください（TEL 03-3581-3111（内線 75020）／ 03-5521-7686（直通））。

参議院情報監視審査会の活動経過

— 年次報告書（令和8年7月）の概要 —

情報監視審査会事務局

1. はじめに
2. 審査会の権限等
3. 特定秘密保護制度に関する調査
4. 重要経済安保情報保護活用制度に関する調査
5. 主な指摘事項
6. おわりに

1. はじめに

令和8年7月2日、参議院情報監視審査会（以下「審査会」という。）は、参議院情報監視審査会規程（以下「審査会規程」という。）第22条第1項に基づき、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書（以下「審査会年次報告書」という。）を参議院議長に提出し¹、同月10日、参議院本会議において審査会会長がその概要を報告した。

審査会は、平成26年12月10日に施行された国会法等の一部を改正する法律（平成26年法律第86号）により、行政における特定秘密の保護に関する制度（以下「特定秘密保護制度」という。）の運用を常時監視するために設置された常設の機関である。その後、令和7年5月16日に施行された国会法及び議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第34号）により、特定秘密保護制度に加え、行政における重要経済安保情報の保護及び活用に関する制度（以下「重要経済安保情報保護活用制度」という。）の運用を常時監視することとされた。

特定秘密及び重要経済安保情報を取り扱うための保護措置²の一環として、審査会の会議

¹ 審査会は、毎年1回、審査会年次報告書を作成し、会長から議長に提出するものと定められている。なお、これまでに提出された報告書は参議院ホームページに掲載されている。

² 特定秘密等の利用者・知得者の制限、職員に対する適性評価の実施など、特定秘密及び重要経済安保情報の漏えいを防ぐための人的・物的な措置をいう。特定秘密の保護に関する法律（以下「特定秘密保護法」という。）附則第10条及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（以下「重要経済安保情報保護活用法」という。）附則第10条において、特定秘密及び重要経済安保情報の提供を受ける国会におけるその保護に関す

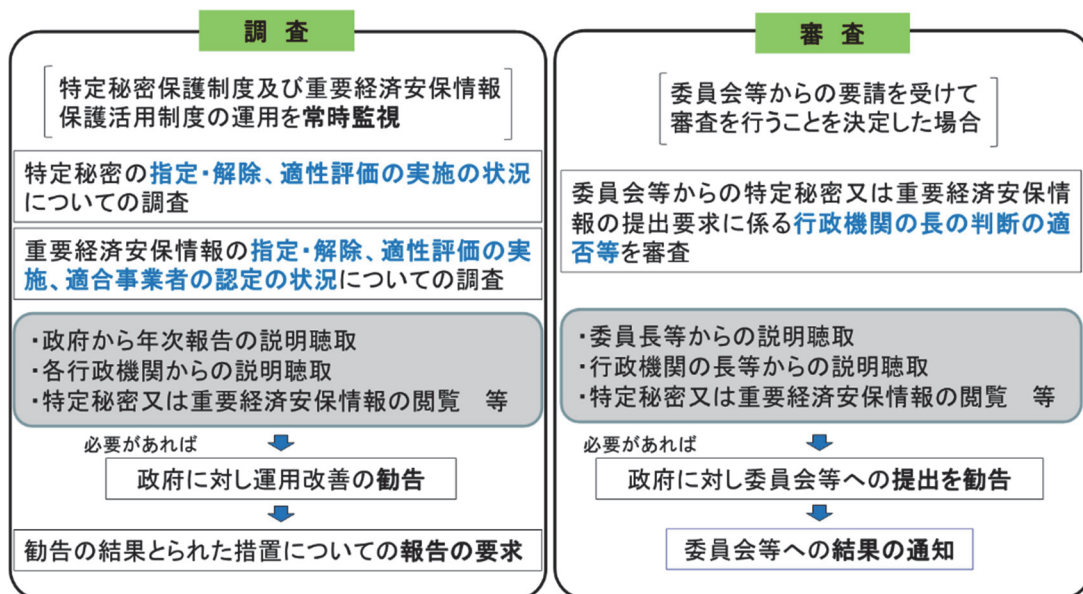
は原則非公開とされ、会議録も公表されていない³。その一方で、審査会の活動を明らかにすることも国会の一組織として求められており、審査会年次報告書は、これらのバランスを考慮して作成されている。

審査会年次報告書（令和8年7月）は、令和7年5月1日から令和8年6月1日までの期間の審査会の活動を取りまとめたものであり、本稿ではその概要説明を通じて、上記期間における審査会の活動経過等を紹介することとしたい。

2. 審査会の権限等

審査会は、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について調査するとともに、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定の状況について調査する。加えて、議院又は委員会若しくは調査会（以下「委員会等」という。）からの特定秘密又は重要経済安保情報の提出の要求に係る行政機関の長の判断の適否等を審査する^{4, 5}（図表1）。

図表1 情報監視審査会の「調査」と「審査」



（出所）参議院情報監視審査会事務局作成

審査会が、調査又は審査のため、行政機関の長に対し、特定秘密又は重要経済安保情報

る方策については、国会において検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされたことを受け、国会法や審査会規程等において様々な保護措置が規定されるとともに、審査会において保護措置の個別的事項に係る内規を定めている。

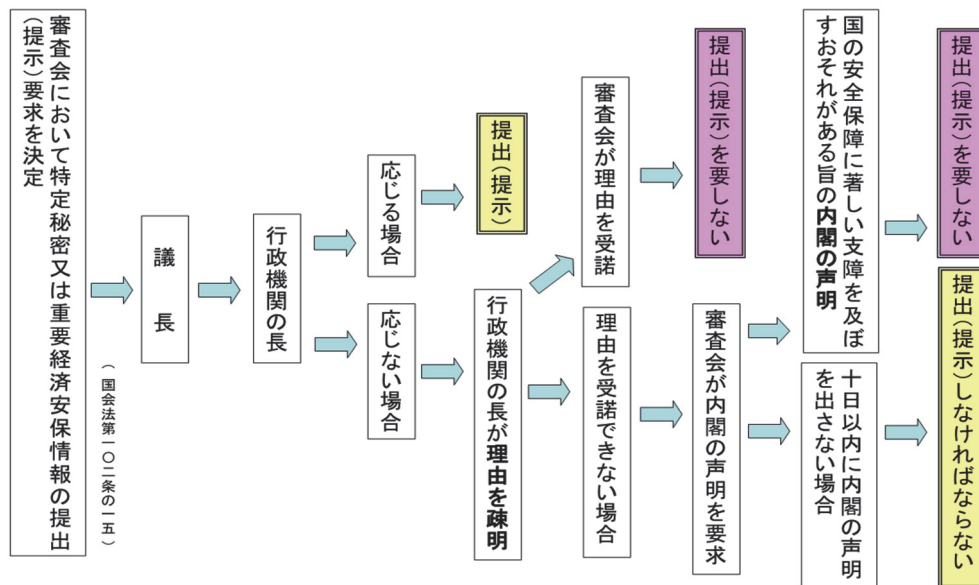
³ 審査会の会議は、議員その他の者の傍聴を許すものとする決議を行った場合（＝公開の場合）を除き、非公開で開かれる（審査会規程第26条第1項及び第2項）。なお、会長の互選や年次報告書の決定等の手続のみを行う場合は公開で開かれており、当該審査会の会議録はインターネット（国立国会図書館の国会会議録検索システム）で閲覧することができる。

⁴ 国会法第102条の13

⁵ 審査会年次報告書（令和8年7月）の対象期間中、委員会等からの審査の要請等はなかった。

の提出又は提示を求めたとき⁶は、その求めに応じなければならないとされている⁷（図表2）。行政機関の長は、国会で保護措置が講じられ、会議が非公開で行われ、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがないと認めた場合に限り、国会の求めに応じ、特定秘密又は重要経済安保情報を提供するものとされている⁸。

図表2 特定秘密又は重要経済安保情報の提出又は提示を要求する場合の流れ
【調査の場合】



(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

審査会は、①調査の結果、必要があると認めるときは、行政機関の長に対し、特定秘密保護制度又は重要経済安保情報保護活用制度の運用について改善すべき旨の勧告をすること及び勧告の結果とられた措置についての報告を求めること、②審査の結果、必要があると認めるときは、委員会等の求めに応じて報告又は記録の提出をすべき旨の勧告を行うことができる⁹。

3. 特定秘密保護制度に関する調査

審査会は、政府が提出する「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況に関する報告」（以下「政府の特定秘密年次報告」という。）¹⁰等を踏まえて調査を行った¹¹。

⁶ 提出又は提示の要求は議長を通じて行われる（審査会規程第20条）。

⁷ 国会法第102条の15第1項、第102条の17第2項等

⁸ 特定秘密保護法第10条第1項、重要経済安保情報保護活用法第9条第1項

⁹ 国会法第102条の16、第102条の17第5項。勧告及び勧告の結果とられた措置についての報告の要求は議長を通じて行われる（審査会規程第21条）。

¹⁰ 政府は、毎年、我が国の安全保障に関する情報の保護、行政機関等の保有する情報の公開、公文書等の管理等に関し優れた識見を有する者の意見を付して、特定秘密の指定等の状況について国会に報告するとともに、公表するものとされている（特定秘密保護法第19条）。

¹¹ 審査会は、政府の特定秘密年次報告とともに提出される特定秘密指定管理簿（特定秘密の指定及びその解除を適切に管理するための帳簿で、指定をした年月日、有効期間、特定秘密の概要等を記載し、又は記録した

（１）政府の特定秘密年次報告等についての説明聴取・質疑

令和 7 年11月26日、特定秘密保護制度に関する事務を担当する小野田国務大臣から、政府の特定秘密年次報告（令和 7 年 6 月）について概要説明を聴取した¹²。

次いで12月 8 日、内閣官房（内閣情報調査室）から同報告について補足説明¹³を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定秘密に係る適性評価調査の実施機関を一元化することの可否、内閣府独立公文書管理監¹⁴及び情報保全監察室の職員が適性評価の対象とされていない理由等について質疑が行われた。

また同日、内閣府独立公文書管理監から、「特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等¹⁵の管理について独立公文書管理監等がとった措置の概要に関する報告」

（以下「特定秘密管理監報告」という。）（令和 7 年 6 月）¹⁶について説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定秘密漏えいに係る通報を受けて実施した調査内容、通報に至らない連絡・相談の件数等について質疑が行われた。

（２）審査会年次報告書における指摘事項についての説明聴取・質疑

令和 7 年12月 8 日及び令和 8 年 3 月 5 日、審査会年次報告書（令和 7 年 6 月）における指摘事項に係る政府の対応（後掲【資料】参照）について説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、①内閣官房（内閣情報調査室）に対して、特定秘密取扱業務から離れた者に対する情報保全措置等について、②内閣官房（内閣情報調査室）及び防衛省（防衛政策局）に対して、目的外使用が禁じられている適性評価結果等の取扱い、行政機関間の人事異動の際の適性評価に係る情報共有及びその有効期間の考え方等について、③内閣府独立公文書管理監に対して、検証・監察の際に特定秘密と重要経済安保情報を適切に区別するための方策等について、それぞれ質疑が行われた。

もの（特定秘密保護法施行令第 3 条）に加え、政府から、特定秘密指定書等（各行政機関の長が、特定秘密について、指定、指定の有効期間の満了、指定の解除、指定した情報の一部解除及び指定の有効期間の延長を行った際に作成する文書）の提出を受けている。

¹² 令和 4 年から令和 7 年にかけて提出された政府の特定秘密年次報告において、適性評価に係る数値の誤りが判明したことから、訂正及びおわびの発言がなされた。

¹³ 令和 6 年末時点で特定秘密を指定していない行政機関のうち、令和 6 年中に適性評価を実施した14の行政機関（内閣法制局、金融庁、消費者庁、消防庁、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、水産庁、資源エネルギー庁、国土交通省、気象庁、環境省及び原子力規制委員会）における適性評価の実施の状況についての説明を含む。

¹⁴ 特定秘密保護法附則第 9 条に基づき、同法の適正な運用を確保するため、独立した公正な立場から検証・監察を行う機関が必要との認識の下で検討が進められた結果、同法の施行日である平成26年12月10日に内閣府独立公文書管理監及び情報保全監察室が設置された。

¹⁵ 行政文書ファイル管理簿（公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）第 7 条第 1 項に規定する行政文書ファイル管理簿をいう。）に記載された行政文書ファイル等（公文書管理法第 5 条第 5 項に規定する行政文書ファイル等をいう。）のうち、特定秘密である情報を記録するものをいう（特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準（以下「特定秘密運用基準」という。）V 1（3））。

¹⁶ 内閣府独立公文書管理監（これを長とする情報保全監察室の職員を含む。）は、毎年 1 回、特定秘密の指定及びその解除並びに特定行政文書ファイル等の管理の適正を確保するため内閣府独立公文書管理監及び行政機関の長がとった措置の概要を内閣総理大臣に報告するとともに、公表するものとされている（特定秘密運用基準 V 5（1）オ）。

（３）防衛省における特定秘密に係る情報保全事案についての説明聴取・質疑

令和 7 年12月26日、防衛省は特定秘密に係る情報保全事案について公表した¹⁷。これを受け、令和 8 年 3 月 5 日、特定秘密の管理について防衛省（防衛政策局）から説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、特定秘密の部外者への漏えいがないことを確認した方法、事案発覚から国会報告までに期間を要した理由等について質疑が行われた。

（４）特定秘密運用基準の一部変更についての報告聴取

令和 7 年12月26日、特定秘密運用基準の一部変更が閣議決定された¹⁸。これを受け、令和 8 年 3 月 5 日、特定秘密運用基準の一部変更について、内閣官房（内閣情報調査室）から報告を聴取した。

（５）特定秘密の指定・解除・適性評価の実施状況についての説明聴取・質疑

令和 8 年 3 月 5 日及び同月10日、令和 6 年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関（図表 3）から、当該行政機関における特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について説明を聴取し、質疑を行った。

委員からは、特定秘密の指定に関し、指定の対象情報の具体的内容（内閣官房等）、指定の有効期間を延長することとした理由（防衛省）、特定秘密が記録された行政文書の保有件数の推移（国家安全保障会議等）、他の行政機関に特定秘密を提供する場合の手続（内閣官房）等について質疑が行われた。

また、特定秘密の解除に関し、外国の政府において秘密指定が解除された場合の我が国における取扱い（防衛省）、特定秘密が記録された行政文書を保有しなくなったにもかかわらず指定を維持する必要性（法務省等）等について質疑が行われた。

さらに、適性評価に関し、行政機関をまたぐ人事異動の際の行政機関間の協力に係る制度の活用状況（防衛装備庁等）、緊急時における適性評価を経していない者への特定秘密の提供（内閣官房）等について質疑が行われた。

¹⁷ ①適性評価の有効期間が切れた者を特定秘密取扱職員に指名し、実際に特定秘密を取り扱った事案 2 件、②適性評価の有効期間が切れた者等を特定秘密取扱職員に指名したが、結果的に特定秘密の取扱いがなかった事案 1 件、③適性評価実施済みであるが、特定秘密取扱職員に指名されていない者にメールの宛先誤りにより送信した事案 1 件、④特定秘密の取扱いが認められていない電子計算機で特定秘密を取り扱った事案 1 件、⑤特定秘密文書の誤廃棄事案 3 件、⑥特定秘密物件の誤消去事案 2 件、⑦特定秘密が記録された資料を自宅に持ち出し、保管していた事案 1 件、合計 7 事案11件である。いずれも特定秘密の部外者への漏えいは確認されていない。

¹⁸ 重要経済安保情報保護活用法との整合性の確保（重要経済基盤に関する情報の秘匿度に応じた特定秘密又は重要経済安保情報への適切な指定等）、適性評価の適正かつ効率的・効果的な実施の確保（手順・要領の見直し、面談等による年 1 回以上の事情変更の確認等）、業務の適正の確保・特定秘密の保護の徹底に向けた取組の強化（職員教育の充実強化、不適正事案認知時に調査に時間を要する場合の審査会への中間報告の実施等）等に関する規定の整備が行われている。

図表 3 令和 6 年末時点で特定秘密を指定している13の行政機関の指定等の件数

行政機関名	令和 6 年中				令和 6 年末時点	
	指定	指定の解除 (注 1)	指定の有効 期間の延長	指定の有効 期間の満了	指定	特定秘密文書 の保有(注 2)
国家安全保障会議	1	0	3	0	11	0(注 3)
内閣官房	11	0	60	0	127	178,260
内閣府	0	0	0	0	1	3
警察庁	5	0	25	3	57	53,903
総務省	0	0	4	0	10	67
法務省	0	0	1	0	1	0
出入国在留管理庁	0	0	1	0	1	3
公安調査庁	2	0	14	0	36	35,375
外務省	1	1	33	0	44	166,157
経済産業省	0	0	4	0	4	11
海上保安庁	1	0	18	0	25	30,710
防衛省	26	0	225	7	448	275,603
防衛装備庁	1	0	0	0	23	774
合 計	48	1	388	10	788	740,866

(注 1) 令和 6 年中に指定の一部解除が内閣官房で 1 件、警察庁で 1 件それぞれ行われている。

(注 2) 令和 6 年末時点における特定秘密文書の保有状況は、上記13の行政機関のほかに、金融庁が 1 件、財務省が30件、農林水産省が 1 件、国土交通省が3,876件をそれぞれ保有しており、政府全体で744,774件である。

(注 3) 国家安全保障会議が指定した特定秘密が記録された行政文書については、同会議の事務局である内閣官房国家安全保障局の保有件数(内閣官房の保有件数の内数)として計上されている。

(出所) 政府の特定秘密年次報告(令和 7 年 6 月)を基に参議院情報監視審査会事務局において作成

(6) 委員派遣

令和 8 年 5 月 18 日、審査会における調査の一環として、内閣衛星情報センターにおける特定秘密の指定状況及びその管理等に関する実情調査のため、同センター(東京都)への委員派遣を行った。

内閣衛星情報センターでは、同センターの概要、開発業務・暗号、特定秘密の保全状況について説明を聴取した。その後、シールドルーム等において、特定秘密を保管する金庫の視察を行うとともに、管制業務について説明を聴取した。また、暗号及び分析業務について、特定秘密の提示を受けながらそれぞれ説明を聴取した。

委員からは、衛星の性能に係る情報を含む特定秘密の指定の在り方、大規模災害等の発生時における衛星画像の加工処理の意義、民間における衛星画像分析と異なる点、他国が運用する衛星と比較した情報収集衛星の性能、今後必要となるデータ中継衛星の機数とその運用体制等について質疑が行われた。

(7) 締めくくり的な質疑

令和 8 年 6 月 1 日、小野田国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑を行った。委員からは、①小野田国務大臣に対して、審査会への機微情報を含めた十分な説明を行う必要性、特定秘密の不正持出し防止策、適性評価の実施過程におけるヒューマンエラー防止のための取組推進の必要性等について、②内閣府独立公文書管理監に対して、特定秘密と重要経済安保情報を適切に区別するための方策、重要経済安保情報

に係る検証・監察の本格化に伴う情報保全監察室の増員要求の方針等について、それぞれ質疑が行われた。

4. 重要経済安保情報保護活用制度に関する調査

(1) 重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する説明聴取・質疑

令和7年11月26日、小野田内閣府特命担当大臣（経済安全保障）から、重要経済安保情報保護活用制度の運用状況に関する説明を聴取した。

次いで12月8日、内閣府から同制度の運用状況に関する補足説明を聴取し、質疑を行った。委員からは、法施行後の指定及び適合事業者の認定の状況に対する政府の認識、指定が満了又は解除となった後の適合事業者における対応等について質疑が行われた。

(2) 締めくくり的な質疑

令和8年6月1日、小野田内閣府特命担当大臣及び内閣府に対し、締めくくり的な質疑を行った。委員からは、審査会に対して機微情報を含めた丁寧な説明を行う必要性、重要経済安保情報の指定及び適合事業者の認定の件数、民間企業が適合事業者の認定を受けるに当たっての支援の在り方等について質疑が行われた。

(参考) 調査の経過

年月日	調査の概要
令7.11.26	・政府の特定秘密年次報告及び重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、小野田国務大臣から説明聴取
12.8	・政府の特定秘密年次報告について、内閣官房(内閣情報調査室)から補足説明聴取・質疑 ・審査会年次報告書における指摘事項に係る政府の対応について、内閣官房(内閣情報調査室)及び内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑 ・重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について、内閣府から補足説明聴取・質疑 ・特定秘密管理監報告について、内閣府独立公文書管理監から説明聴取・質疑
令8.3.5 3.10	・特定秘密の管理について、防衛省から説明聴取・質疑 ・審査会年次報告書における指摘事項に係る防衛省の対応について、同省から説明聴取・質疑 ・特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施の状況について、特定秘密を指定している13行政機関から説明聴取・質疑 ・特定秘密運用基準の一部変更について、内閣官房(内閣情報調査室)から報告聴取
5.18	・内閣衛星情報センター(東京都)への委員派遣(特定秘密の提示あり)
6.1	・小野田国務大臣及び内閣府独立公文書管理監に対し、締めくくり的な質疑

(出所) 参議院情報監視審査会事務局作成

5. 主な指摘事項

審査会における調査を通じて、委員からは、特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度の運用の改善に係る様々な指摘がなされた。これらの指摘を踏まえ、審査会年次報告書（令和8年7月）では以下の4項目について政府に適切な対応を求めている。

審査会年次報告書（令和8年7月）における「主な指摘事項」

1. 特定秘密の指定が今後更に増加し、各行政機関における管理の負荷が増大することが想定されること等を踏まえ、指定自体が真に必要なものなのか今まで以上に確認していくことが求められる。各行政機関は、審査会に対して、機微な情報にも触れつつ、特定秘密の範囲が適切なものとなっているか判断するに足る十分な説明を自ら積極的に行うこと。また、行政機関間における特定秘密の提供の実態等、関連する運用状況についても丁寧に説明すること。
2. 防衛省において、部外者への漏えいは確認されなかったものの、特定秘密が記録された資料を持ち出し、自宅に保管していた事案や、適性評価の有効期間切れの者を特定秘密取扱職員に指名した事案等が確認された。また、政府の特定秘密年次報告に記載の適性評価に係る数値に誤りが確認された。こうした不正持出しや、ヒューマンエラーに起因する事案の発生を防止するため、不正持出し防止装置や、適性評価の実施状況等を一括管理するシステムを導入している行政機関の取組を参考にしつつ、情報保全の高度化を政府全体で推進すること。
3. 重要経済安保情報保護活用制度を所管する内閣府は、これまで審査会等からの指摘を受けて特定秘密保護制度の運用改善が図られてきたことを十全に踏まえ、内閣情報調査室とも連携しつつ情報保全体制の整備に関する知見及び教訓を共有し、制度の適正な運用に努めること。また各行政機関は、重要経済安保情報の指定等の状況について説明を行うに当たり、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、機微な情報も含め、政策的な背景など指定等に関する詳細かつ丁寧な説明を行うこと。
4. 内閣府独立公文書管理監による検証・監察において、特定秘密又は重要経済安保情報として指定されている情報が、その機微度に応じ適確に指定されているか判断を行うに当たっては、両者を適切に区別するため、必要に応じて対象情報が記載された文書等を実際に閲覧するなど指定の詳細を確認すること。また、重要経済安保情報に係る検証・監察が本格化することによる業務量の増大を勘案し、内閣府情報保全監察室の体制強化及び業務効率化に向けた取組を推進すること。

6. おわりに

令和7年5月の国会法等の一部改正により重要経済安保情報保護活用制度の運用の常時監視が審査会の設置目的に追加されたことを受け、特定秘密保護制度に関する調査に加えて、重要経済安保情報保護活用制度に関する調査が開始された。本年6月26日には同制度運用状況に係る初めての国会報告が行われており、今後の審査会において、同報告等の内容を踏まえた本格的な調査が行われる見込みである。政府においては、審査会における委員からの指摘及びそれらを受けて取りまとめられた「主な指摘事項」を十全に踏まえ、特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度の適正な運用を徹底することが求められる。

【資料】審査会年次報告書（令和7年6月）における主な指摘事項及び政府の対応状況
（概要）

主な指摘事項	政府の対応状況
1. 防衛省は、同省において情報保全事案が相次いで明らかになったことを重く受け止め、令和6年12月に公表した再発防止策に基づく取組や審査会の勧告を受けて講じることとした措置を着実に実行すること。また、特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室は、防衛省の事案を通じて得られた教訓を踏まえ、適性評価の確実な実施や保全教育の内容の見直しなど、適確な再発防止措置を講じること。	・ 特定秘密保護制度を所管する内閣情報調査室としては、防衛省以外の行政機関に対し、同省の事案を通じて得られた教訓事項を共有した上で、適性評価などの業務手順の再点検や、当該教訓事項を盛り込んだ秘密保全教育の実施等を推進するとともに、重大事案を認知した場合の迅速な対処と審査会への早期報告などを求めてきたところである。 ・ その上で、特定秘密運用基準の見直しでは、それら教訓事項を踏まえ、以下の6項目などを規定しており、新たな特定秘密運用基準に沿った取組を通じて、同種事案の再発防止に取り組んでいきたいと考えている。 ① 適性評価の対象者の選定は、執務環境など業務の実態を踏まえて的確に行うとともに、適性評価の要否などを漏れなく確認すること。 ② 特定秘密を取り扱う者は、それを取り扱うことができない者が知得し、誤って取り扱うことのないよう注意すること。 ③ 特定秘密の保護に関する教育において、これまでの不適正事案やそれを踏まえた教訓事項等についても詳細に教示し、実施の時期や方法も工夫すること。 ④ 特定秘密の漏えいなど法令・規則違反に関する通報を広く受け付けること。 ⑤ 特定秘密の取扱いの業務に対する検査について定期的なものと臨時的なものを組み合わせ、検査項目も随時見直すなど、その実効性の向上を図ること。 ⑥ 重大な不適正事案の認知時に審査会に早期に報告すること、調査に時間を要するなど早期の報告が困難な場合には適時に中間報告を行うこと。 （防衛省） ・ 有識者会議から定期検査の見直しについての提言を受け、年2回の検査の効率化を図るよう内部規則を改正し、令和7年4月1日に施行した。特定秘密文書と関係簿冊の突合を年1回に集約し、残り1回を適性評価の実施状況や特定秘密取扱職員への指名状況、可搬記憶媒体の使用に係る証拠確認等を重点項目として設定するなど、メリハリをつけた検査を行い、効率化を図っている。 ・ 令和7年度に大臣官房参事官を新設し、これにより、内部部局、各幕僚監部等の情報保全業務を実施する部署間の緊密かつ恒常的な調整・連携体制を構築し秘密保全に係る各種施策を推進している。
2. 出向等により他の行政機関へ異動し、特定秘密を取り扱う業務に従事することとなる行政機関の職員については、異動元で適性評価を実施していた場合であっても異動先において改めて適性評価の実施を要するが、異動元での適性評価において得た情報を提供できる行政機関間の協力に係る	・ 特定秘密運用基準の見直しでは、他の行政機関で適性評価を受けたことがある適合事業者の従業者や、重要経済安保情報保護活用法に基づく適性評価を受けたことがある者についても情報共有を図ることができることとしており、適性評価の効率的かつ効果的な実施に向けて、各行政機関に対して積極的な情報共有を促していく。

既存制度の積極活用を図り、政府全体で円滑な調査の実施・運用を促進すること。	
3. 防衛省本省及び防衛装備庁においては、特定秘密に係る適性評価のほか特別防衛秘密等に係る適格性の確認という独自の制度が運用されており、適性評価を経た職員は約12万人、適格性を保有する職員は約23万人となっている。この中でも適性評価を経た職員の大半が適格性も保有しており、これらの調査事項は全く同一のものであるにもかかわらず、それぞれの調査が別々に実施されているため、調査を繰り返している現場には少なからず負荷となっていることに鑑み、防衛大臣の下、業務の効率化や関係者の負担軽減に取り組むことによって、防衛省本省及び防衛装備庁における情報保全体制を持続可能なものとし、実効性のある運用を確立すること。	(防衛省) 令和8年2月、適性評価を経て、特定秘密を取り扱える職員は、秘、特別防衛秘密を取り扱えるよう内部規則を改正し、施行した。これにより、業務の効率化及び適格性の確認に係る作業負担が軽減され、持続可能で実効性のある情報保全体制を確立した。
4. 特定秘密は、仮に漏えいした場合、我が国の安全保障に著しい支障を及ぼすおそれがある極めて機微な情報であることから、いかなる場合でも適切な取扱いが求められる。他方、緊急事態が突発的に生じた場合には、国民の安全を守ることが最重要課題となり、通常とは異なる対応が求められる状況も生じ得る。各行政機関においては、こうした状況に十全に対応することができるよう、適性評価を実施する職員の範囲や地方公共団体の職員等に対する特定秘密の提供の在り方について、不断に検証し、必要な措置を講じること。	- 特定秘密運用基準に規定しているとおり、特定秘密である情報を特定秘密の要件を満たさない情報に編集又は加工して提供することが考えられる。また、特定秘密そのものの提供が不可欠な場合には、特定秘密保護法第10条第1項に基づく、その他公益上の必要による提供のほか、特定秘密運用基準に規定する、災害時の住民の避難等国民の生命及び身体を保護する観点からの公表の必要性などが生じた場合の指定の解除が考えられる。 - その上で、緊急事態において国民の安全を確保するため、特定秘密を的確に活用していくには、各行政機関において、考えられる様々な状況を想定しながら、それぞれの状況に応じて、保有する特定秘密のうち、どのような情報を、どのように、地方公共団体の職員等を含めどのような範囲の者と共有すべきか、また、それらを踏まえて、あらかじめ適性評価を実施しておくべき職員の範囲などについて具体的に検討し、必要な措置を講じていくことが重要である。 - 本指摘を受けて、そうした問題意識を改めて共有したところであり、各行政機関において所要の検討、措置が行われるよう取り組んでいく。
5. 安全保障の領域が経済・技術分野に拡大する中、特定秘密保護制度の運用においても、経済安保関連情報の保全是重大かつ喫緊の課題である。重要経済安保情報保護活用制度との一体的な運用等を通じ、情報保全が適確に行われるよう、特定秘密保護法の運用基準の明確化や補足の要否について不断に検討し、必要に応じ見直しを行うこと。あわせて、政府が保有する経済	- 特定秘密運用基準の見直しでは、情報保全の一層の強化を図るため、重要経済安保情報保護活用法が定める重要経済基盤保護情報に該当する情報のうち特定秘密の要件に該当するものについては、重要経済安保情報ではなく特定秘密として指定すべき旨の規定を設けることとしている。引き続き、重要経済安保情報保護活用法を所管する内閣府とも緊密に連携して、両法の整合性の確保された運用に取り組んでいく。 - また、本指摘を受けて、各行政機関において、保有する重要経済基盤に関する情報のうち特定秘密として指定すべきもの

安保関連情報のうち、特定秘密として指定すべきものがないかについて改めて点検を行うこと。	がないか点検を行い、特定秘密として指定すべきものはないとの回答を得ているが、今後とも、重要経済安保情報保護活用法との関係で特定秘密の指定に遺漏のないよう留意していく。
6. 特定秘密の指定の適否等に関する調査において、行政機関側が機微な情報に関する説明を拒む場面があったことは遺憾である。審査会が行政における特定秘密保護制度の運用を適切に監視することが、同制度に対する国民からの信頼の確保につながることを十分に理解するとともに、審査会が厳格な保護措置を講じていることを踏まえ、審査会に対し機微な情報も含めた丁寧な説明をするよう徹底すること。	引き続き、各行政機関に対し、特定秘密保護法の適正な運用を確保するための制度の趣旨を繰り返し説明するとともに、審査会に対する積極的な説明や調査への的確な対応を促していく。
7. 内閣府独立公文書管理監による特定秘密及び重要経済安保情報に係る検証・監察を十全に実施するために必要かつ十分な情報保全監察室の体制強化を行うこと。その上で、内閣府独立公文書管理監は、これまでに蓄積した知見の活用や手法の改善等を通じて効果的・効率的な検証・監察を実施すること。また、新たに重要経済安保情報の指定の適否に係る検証・監察を行うに際し、本来特定秘密に指定すべきものが含まれていないか確認すること。	- 審査会からの指摘も踏まえ、令和7年度に情報保全監察室の体制強化を図るため、必要な増員を行った。 - これまでに情報保全監察室が特定秘密に係る検証・監察において蓄積した知見の活用や手法の改善、必要な教育等を通じ、効果的・効率的な検証・監察が実施できるように取り組んでいくとともに、本指摘を踏まえ、特定秘密保護法及び重要経済安保情報保護活用法の指定要件等の厳正な検証・監察に取り組んでいく。

(出所) 審査会年次報告書（令和8年7月）（資料9）